

関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない 東海の会 NEWS NO.14



関生東海の会 公式ホームページ

<https://kannama-tokai.jimdofree.com>



関生東海の会 Twitter@kannmatokainew

【発行日】

2023年4月10日

【連絡先】

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目
13番46号 ウィストリアビル5階

名古屋共同法律事務所

TEL 052-262-7061

FAX 052-262-7062

kannamatokai@gmail.com

闘いはこれから！関生支部を支援し続けよう！

2018年、関生支部の組合員の大量逮捕から始まった戦後最大規模の労働組合運動への刑事弾圧から5年。2023年も大阪府警前元旦行動を皮切りに2月18日の全国アクションなど闘いが継続されるなか、3月には大津地裁（大津1次）で不当判決と大阪高裁で和歌山事件の逆転無罪判決がでた。勝利判決を足掛かりに不当判決を運動の力で押し戻そう。東京での国賠訴訟も再開された。京都地裁と大津地裁（大津2次）の裁判も継続されている。裁判の中でこの事件が関生支部をつぶすことが目的であることが明らかになっている。正当な労働組合運動が犯罪とされる判例を作らせてはならない。関生支部への弾圧は、政権が米国とともに進める軍備拡大、対中国戦争準備の加速化と無縁ではない。まともな労働運動と市民運動にかけられた憲法違反の攻撃だ。弾圧に屈することなく関生支部は、闘っている。ドキュメンタリー映画「これから」の上映を全国に広がっている。

関生東海の会は、これからも私たちの問題として弾圧を跳ね返す闘いを支援していきます。

2023年3月23日「関西生コン事件」報告集会（東京）

和歌山広域協組事件 無罪判決が確定「さあ、反撃を開始しよう！」



<https://www.youtube.com/watch?v=KjIDnp2rz9E>



2023 3・21 学習と交流のつどいを開催

～3月6日逆転無罪判決でほころびが見えはじめた検察・警察～

3月2日の大津地裁でのコンプライアンス事件の不当判決、3月6日の大阪高裁での和歌山広域協組事件の逆転無罪という対照的な2つの判決を受けての中で開催された集会ということもあり、市民・労組関係者60名が集まりました。



第1部は東海の会の共同代表でもある中谷雄二弁護士に、2つの判決の意味するところは何かを話していただきました。中谷氏はまず、大津地裁判決の問題性は、本来、犯罪だとするならばその行為の認定をしなければならぬところ、これをまったくせずに判決を導いている点にあると指摘されました。憲法28条、労組法1条2項にもとづいて認定すれば（刑事免責を正しく理解していれば）、労働運動において多数が集まって相手方に圧力をかけるという当たり前の行為を、威力業務妨害としてしまうようなことにはなりません。もう一つの問題性は、判決が雇用関係にある使用者にしか労働組合の権利行使が許されないという学説に依拠しているという点です。こういう学説が力を持つてくる背景には世論や日本社会の空気の変化があることは言うまでもありません。その一方で、対照的な判決がでた和歌山広域協組事件判決について、①1審判決は事実認定に誤りがあっただけでなく、労働組合の当該行動が団結権を守るために行ったものであるという点を見ていない、②関生支部が産別労働組合であることを理解しない不合理な判断と言わざるを得ないとして、1審判決を破棄したきわめて正当な判決であったと述べました。その上で、中谷氏は、裁判頼みでは社会は変わらない、実力闘争の意義をもう一度認識する必要がある、関生弾圧を見過ごすことは戦前の歴史を繰り返すことにつながると強調して話を結びました。続いて、3月6日の大阪高裁で逆転無罪を勝ち取った関生支部役員が発言し、「今回、裁判長が事実をしっかりとみてくれたこと、産別労働組合を認めてくれたことが本当に嬉しかった」「はじめてまともな裁判官にあたった」と述べました。

第2部では、コンプライアンス事件で被告とされたお二人にお話を伺いました。「産業をまともなものにするために、賃金カットを受け、自腹で交通費も払いながらコンプライアンス活動をやってきた。それを違法と言われたのは悔しい」「支援する会の皆さんが、関生支部組合員のためにやっているわけではなく、自分のために運動をしていると言ってくれたのが嬉しかった。これからは組合立て直しのために闘う」「取り調べでは、また逮捕されるよ、組合を辞めろと言われ続けた。判決には怒りしかない」等々を語ってくれました。

最後に、共同代表の熊沢誠先生が「検察側のほころびが見えてきた一方で、関生の産業政策運動だけは認めないという権力側の強い意志があることも事実。真っ当な労働組合運動を守らなければ」と述べ集会を結びました。

集会終了後、関生支部組合員を囲んで懇親会を行い、拘留中の生活や家族への感謝などの話題で交流を深めました。





3月6日 勝利判決！ 反転攻勢で3月2日不当判決と闘おう！

3月6日 和歌山事件 大阪高裁逆転 無罪勝利判決西生コン和歌山事件で、全員逆転無罪

一 産業別労働組合に、憲法28条一労働法1条2項(刑事免責)を適用

3月6日14:30から大阪高裁で関西生コン和歌山事件の控訴審判決があり、和田真哉判長は、武谷書記次長ら組合役員3名へ逆転の無罪判決を言い渡しました。一審和歌山地裁は、懲役1年4月～10月、各執行猶予3年としていましたが、これを悉く破棄しました。

・元暴力団員を差し向けたことは労組の団結権の侵害

裁判長は、本件は強要未遂及び威力業務妨害の要件を欠いていると指摘しました。

一審判決は事件の発端となった原因を軽視・見落としているとし、和歌山生コン広域協組 M 理事が、連帯ユニオン事務所に黒塗りの BMW 乗った元暴力団員を差し向け、ビデオ撮影や書記次長の在籍確認をしたことについて、連帯ユニオンが団結権を侵害する脅威と判断したのは正当と考えられるとしました。

M 理事が、元暴力団員が連帯ユニオンの事務所前にいたことについて、「債権回収のために行った際、たまたま居合わせた」と弁明したことは不自然で信用できないとしました。

・一審判決の事実認定は、組合員に不利な部分を一方的に取り出し不合理

そもそも事件とされた日、武谷書記次長は M 理事に事前に約束を取って会いに行っていました。その協議が長時間に及んだのは先に記したように、M 理事が明らかに事実でない説明をしたことが原因でした。事務所内に立ち入った人数も M 理事側が指定した人数より1名多くなっただけでした。

・控訴審判決はこの事実経緯を全て認めました。

他方、控訴審判決は、組合を脱退し、広域協組に勤めるようになった K 元組合員が、「M 理事に謝罪させ、屈服させて、組合に従わせることが目的だった」と供述していることについて、連帯ユニオンと対立する広域協組に勤務するようになったことや供述に矛盾があることを指摘し、これを信用できないとし、K 元組合員の供述に依拠した一審判決を不合理としました。

・産業別労働組合に憲法28条と労働法1条2項刑事免責を適用

控訴審判決は、連帯ユニオンが産業別労働組合として組織されていることを認定し、業界団体である生コン広域協組は労使関係の当事者足りうるとしました。本件当日、並行して行われた事務所前街宣については、広域協組の名譽を毀損するものとして若干行き過ぎとも言えるが、憲法28条と労働法1条2項の適用あるいは類推適用があるので、違法性は阻却されるとしました。

湯川委員長への実刑4年の判決を打ち破れ！

3月2日 関西生コン支部 コンプライアンス事件判決 — 大津地裁 労働組合運動を「犯罪」と断定

この日、13時15分から大津地裁21号法廷で、畑山靖裁判官による関生支部コンプライアンス事件の1審判決がありました。判決は、「生コン業界においては過当競争による価格の下落の中でこれを抑制しようと協同組合を結成し、共同販売共同受注の取り組みが行われていたが、協同組合外の業者(アウト)による安値販売により、生コン価格が1リユーベ1万円ほどの下落し、問題となっていた。」「関生支部は特定のアウト業者をターゲットに建設現場の不備を繰り返し指摘するアウト対策を行っていた」と認めながら、この活動を「1リユーベ200円の政策協力金を得るための活動」に捻じ曲げ、2～3人で穏やかに行われた現場の違法行為摘発活動(コンプライアンス活動)を「恐喝に当たる」と断定、湯川委員長に実刑4年、S 元執行委員に懲役3年執行猶予5年、K 執行委員に懲役2年6月執行猶予4年、Y 組合員と N 組合員に懲役2年執行猶予3年、I 元組合員に懲役1年執行猶予3年の判決を下した。

しかし、関西生コン支部の産業政策運動(アウト対策はその一環)によって、1リユーベ1万円に下落していた生コン価格は1万7千円程度の適正価格までに回復、協同組合に加盟する生コン業者は大きな利益を得て、そこで働く労働者も安定した労働条件を勝ち取ることができてきたのであった。今回の判決はこのような労働運動を「犯罪」として全否定し、中小企業労働者の賃上げの道を閉ざすものだ。

湯川委員長を有罪にするための判決

タイヨー生コンが1000万円をカンパした事件については、武建一前委員長の1審判決では「恐喝行為がなかった」として無罪になっている。ところが、金銭受け渡しにも立ちあっていない湯川現委員長に対して、この日の判決は、「証拠はないが、1000万円もカンパをする理由がないから、関生支部がこれを要求したと推認できる」として「恐喝」と断定した。湯川委員長は実刑という結論ありきの判決である。

すべて検察のストーリー通りに

判決は他の5人の組合役員・組合員・元組合員についても、「コンプライアンス活動は計画的組織的に行われたもので共謀共犯関係が成立する」とした。労働組合が「計画的組織的」に行動するのは当たり前であり、労働組合そのものを違法とする論理である。

現場の違法行為の摘発、さらには違法行為を暴露するビラの配布については、「それが穏健に行われたとしても現場管理者に相当の負担を強い、経営者を畏怖させるに足る」として恐喝行為と断じた。他方で大阪高裁が星山事件決定でコンプライアンス活動を禁止できないとしたことについて、「その時の態様について禁止できないとしたもので、全てのコンプラ活動が違法でないとしたものではない」と矛盾した判断をした。

しかし、大阪高裁星山決定がコンプライアンス活動を禁止できないとした核心は、コンプライアンス活動が問題になるのは現場に違法行為の存在があることが核心にあるからだ。今回の判決は、違法行為をする企業は許され、それを摘発することは許さないというのである。

上記のように労働運動を「犯罪」として全否定する判決に対して、法定では「裁判長が刑務所へ行け！」等、激しい怒りが飛び交った。

傍聴券求め300人

この日は11時からの傍聴抽選に関西と全国からの支援300人が集まり、61名が傍聴券を手に入れた。

12時30分からの裁判所前街宣では、全国の支援の発言が続く中、湯川委員長が挨拶、「弾圧から6年、多くの裁判があり、会ったこともないような人が証人として出てきた。コンプライアンス活動が犯罪になるのか。今日ですべてが終わるわけではない、勝利するまで闘っていく」と発言しました。

判決報告集会で怒り心頭

判決後、滋賀県教育会館で記者会見と並行して行われた判決報告集会は入場しきれないほどの支援が参加、森弁護士が弁護側の主張をことごとく排斥した判決を批判、強い怒りを表明しました。この日の行動を準備した京滋実行委員会の西村元代表と服部新代表が挨拶、その後、湯川委員長に替わって坂田副委員長が「暑い日も寒い日も、雨の降る日も雪の降る日も駆けつけて頂いている支援に衷心から感謝します」と述べ、関生支部が最後まで闘い続ける決意を表明しました。被告とされた K 執行委員は「コンプラ活動を威力に業界に働きかけることは労働組合に認められている権利、判決はそれを金銭の授受に捻じ曲げている」と批判、Y 組合員は「法廷での傍聴席からの抗議の声ですっきりした」、N 組合員は「自分はコンプラの現場活動に行ったこともないし、対策会議にも参加したことはない、電話を取り次いだだけ。あの人が裁判官では日本がおかしくなる」と感想を述べていました。

3月13日 武前委員長 控訴審判決は 検察・弁護士双方の控訴棄却 タイヨー生コン事件の無罪判決は維持され、実刑求める検察官の請求を却下された。タイヨー生コン事件を恐喝罪とした3月2日の判決と矛盾する内容だ。控訴審では和歌山事件のように逆転無罪を求めていこう！





愛知連帯ユニオン 暴力団排除要請に対する SLAPP 訴訟を打ち破る

2022年6月14日、愛知連帯ユニオンの組合員が解雇無効の裁判を争っている相手先企業 K 社がユニオンへ1000万円の損害賠償を請求する SLAPP 訴訟を起しました。

K 社は、愛知連帯ユニオンが K 社の取引先や荷主に対して「暴力団の影響力の排除」を要請する FAX を送付したことを不法行為としてその営業損害の賠償を請求してきたのです。

2020年4月に解雇や不当転任にあった組合員が愛知連帯ユニオンに加入した K 社は、①2019年12月に点呼係 T が解雇した労働者を暴力団を利用して恐喝する、②K 社社長が点呼係 T を通じて弘道会の若頭の昇進祝いに5万円の食事代を提供するという事件を起こしていました。ユニオンが団体交渉で職場からの暴力団の影響の排除を求めたにもかかわらず K 社がこれを誓約しなかったことが始まりでした。当時、連帯ユニオン関係支部は2017年に和歌山で広域協組が元暴力団員を差し向けたことに抗議行動を行ったことで全く不当な弾圧を受けていました。そこで愛知連帯ユニオンとしては極めて慎重に反撃を準備しました。まず、団体交渉で K 社に上記①と②の事実確認を行いました。次に団体交渉で、暴対法一暴排条例に基づき、労使と県民が広く連帯して暴力団排除の要請を行うことを承認させました。次に愛知県暴力団相談室と話し「多くの企業が契約上、暴力団排除条項を結んでいる」との情報を得、県警に、弁護士と相談した上で取引先に暴力団排除を要請することは構わないと言明させました。その上で愛知連帯ユニオンでは、2020年7月以降、「暴力団の排除の要請」と「労基法の適用」を求める要請書を、ユニオン東海ネットとの連名で、暴対法一暴排条例及び国連ビジネス人権指針に基づき多くのステークホルダーに送付しました。

K 社はこれに対して2021年7月になってから愛知連帯ユニオンに対して1000万円の損害賠償を請求する内容証明郵便を送ってきました。ユニオンではこれを組合への支配介入一不当労働行為として係争中の労働委員会に直ちに追加申立を行いました。

そしてそれから1年後、上記のように K 社は SLAPP 訴訟を起したのです。ユニオンでは、指摘の真実性と公益性、暴排条例に基づく公益性と合法性、労組法8条の民事免責、承認による違法性阻却を主張して直ちに答弁書を提出、さらに、不当訴訟として反訴、会社代理人弁護士への懲戒請求を行いました。

結果、K 社は法廷に訴状しか提出できず、弁護士は解任され、組合員の解雇無効の裁判と共に勝利和解を勝ち取りました。万全の備えをした闘いの勝利でした。

裁判傍聴記録(係争中の刑事裁判)



公判前 早朝より 大津地裁、京都地裁前で街宣行動活動が行われています。東海の会も名古屋からも毎回傍聴にかけつけています。

大津地裁 (大津 2 次事件) ビラまきが威力業務妨害? 2月28日 3月27日

2月28日と3月27日は フジタ大阪支店でビラ配りをして逮捕起訴された組合員への尋問が行われた。なぜビラをまいただけの組合員が逮捕、勾留の上、起訴され 長期の裁判を強いられなければならないのか? 公訴権乱用だ。疑問と怒りが募るばかり。

被告人 K さんへの証人尋問がおこなわれた。検察は、大阪府警出身のフジタ大阪支店の総務部長の被害届をもとにビラまきがフジタへの生コンの取引先を変更や生コン協同組合から金銭を強要するための組織的計画的な威力業務妨害罪だとし、無理筋な立証を行おうとしている。組合員の K さん 当日、事前に説明もなくビラまきに行った。逮捕され警察から告げられるまで滋賀のフジタの現場でコンプライアンス活動が行われていると知らなかった。突然の逮捕 威力業務妨害罪の嫌疑で逮捕された、自宅がガサ入れされた。取り調べで杉原刑事から滋賀のチェリオの工事現場で関生支部が絡んで、大津協から関生支部に金がながれていると図に書いて説明され、そんな組合でがんばるつもりか、組合にもどる価値があるのか。奥さんも困るだろう。YOUTUBE でもやって稼いだらどうかなど1ヶ月にわたる拘留中に組合脱退をほめめかす言動が再三あった。斎藤検事からもこのまま組合を続けてもしんどくないのか? と言われた。と証言した。

裁判長は3月2日の大津1次(コンプライアンス活動)事件で湯川委員長に懲役4年の判決をはじめ被告人全員に有罪判決を下した畑山靖だ。裁判長は被告人にビラまきに行ったとき、抗議されるかもしれない写真が撮られるかもしれないかと怖れなかったのかその対策をしなかったのかと検察も言わない予断に満ちた質問をおこなった。被告はただ敷地内にはいるのを気を付けていただけだと答えた。ビラはいつできたのか? 前からできていたものなのか直前にできていたものなのか? インクの匂いなどでわからなかったのかとの意味不明な質問を行った。被告人はわからないと答えた。

ビラまきが威力業務妨害罪? すべての事件が検察の捏造にもとづく、関生支部の労働組合つづしが目的であることが明らかになっている。9名の被告は無罪を主張して裁判闘争を継続している。

大津 2 次事件 次期期日

4月19日 10:00— 被告人 T さん、O さん尋問

5月22日 10:00— 被告人 Y さん、Y さん尋問 ビラまき参加者の尋問が続きます。

京都地裁 労働争議の和解金が恐喝? 12月22日、1月19日、2月2日、3月9日

京都地裁 では、湯川委員長と武前委員長を被告とする、争議の解決金が恐喝だとするベストライナー事件、近畿生コン事件の公判が続いている。検察は何年も前に解決した案件を事件化した。昨年12月22日から弁護人の証拠調べに移っている。ベストライナーの争議の経過-組合公然化後の団交拒否、企業閉鎖攻撃に対して職場を占拠し、京都協組を相手に10年以上交渉をつづけてきた和解金はその結果であり協組側から申し出られたものであった。関生支部を脱退し「罪」を認め現在広域協で厚遇をうけ、検察のストーリーにそって証言する K が、関西生コン支部京津ブロックでコンプライアンス活動の意義を新入社員に熱心に説明する動画も公開された。1月19日と2月2日の公判では、京都協組の会議の音声や京都協組と関生支部の集団交渉の録音された音声やベストライナー問題での合意の履行を求めるストライキの様子や同時期の京都地区でのコンプライアンス活動の動画が上映された。京都協組は7社で構成され組合と協調する4社と組合を敵視する3社があり2社は理事会への出席もほとんどなくなっていた。小委員会や集団交渉で関生支部は協組対し値戻しを共同してやっていくための実効ある行動を求めながら、争議の解決を目指し交渉した。京都協組の会議では、組合に敵意をもつ K 生コン、F 生コン理事(少数派)の和解案へ激しく抵抗する様子の音声も公開された。関生支部は、ベストライナーの解決を組合の理事会にも来ない2社を除いて5社で決定するよう求めた。4社は移籍により組合員の雇用の確保を含む解決案に合意し、理事会としての決定事項となった。しかしこれが果たされず、合意の履行を求め2014年6月 関生支部と労使関係のある京都協組5社へストライキを通告。平和的なストライキが実施されていることが映像で確認された。

3月9日の公判では 弁護士から 改めて裁判体に対して生コン業界の仕組み、産別労働組合である支部の活動状況の解説がなされ、本件は労働事件であるゆえに労組法1条2項の定める正当性による判断を求めた。

京都事件 次期期日は5月11日10時、当時の京都協組理事長の久員氏の証人尋問。



3月10日 国賠訴訟再開へ

公正な裁判と支援を訴える関生支部湯川委員長

第1回口頭弁論から、1年半近く経って(その間、非公開の進行協議等が重ねられてきました)

ようやく第2回口頭弁論が開かれました。被告国は出席しましたが、京都・滋賀・和歌山の3府県警は「コロナ」を口実に欠席。

原告を代表して、湯川委員長が意見陳述。①大津地裁で、検察官の取り調べ録音で検察官による組合脱退勧奨が明白になり、一連の弾圧が、生コン業者団体による大規模な関生支部攻撃に便乗した、警察・検察による不当な労組つづしであったこと ②昨年12月13日の大阪高裁の逆転無罪判決を挙げ、使用者側の不当労働行為への正当な抗議交渉が犯罪に仕立てられていること ③裁判所が、警察・検察の労働組合つづしという違法な目的での捜査や身体拘束に唯々諾々とお墨付きを与えてきたことを指摘しました。



大阪地裁 TKY 高槻生コン事件 地位確認訴訟(民事) 傍聴記録 1月18日 3月9日

TKY高槻生コン支部の組合員8名を原告として一連の弾圧に乗じた不当解雇の無効を求める地位確認民事訴訟が行われている。TKY高槻生コンは関生支部の組合員が長年その運営にあたってきた拠点の支部だ。大阪広域協は、仕事の割り当てを停止した。経営者Kは組合がもめた団体交渉拒否し組合脱退を求め、組合員全員を解雇した。工場が大阪広域協 副理事長 大山が経営する京南生コンに不当に安い価格で売却され重機を持ち込んで組合員が監視抗議するなかで工場解体。労働組合が作り上げてきた職場が関生支部の拠点職場という理由で潰された。強引な解体工事で強アルカリ水が流出し付近の環境を汚染したことが労組員の監視活動で明らかになった。問題が、高槻市議会でも問題にされそれを知った大山は、議員をファミリーレストランに呼び出し「どないすんねん」と大声で罵声を浴びせ「落選運動でも何でもする」とまで恫喝した。大阪広域協副理事長の暴力団まがいの言動はゆるぎない。業界から一掃されるべきは誰なのか。高槻生コンの組合員は工場プラントは破壊され仕事を奪われたが再建に向け日々雇用労働をしながら組合事務所の拠点を守っている 次回 4月24日 15:00~ 大阪地裁 809 法廷

威力業務妨害罪！？

関西生コン支部弾圧事件で「威力業務妨害罪」の適用がおかしいのではないかと。そもそも「威力」とは何か。「力」を強めた表現に過ぎないのに後に続く語によって変わってくる。「威力を発揮する」など、「威力」には何ら悪い意味はないのに「業務妨害」と合体すると、それに影響されて、「威力」もニュアンスが変わってくる。たとえ「業務妨害」という「結果」がなくとも、二つを合わせた「威力業務妨害罪」の構成要件として、「威力」のほうから「威圧」「威迫」「威勢」などを引き出して犯罪化する手法は恣意的でありまるで手品である。「威力」を「人の意思を制圧するに足りる勢力」と置き換える判例もあり、常用される。大阪高裁の判決(令和4年2月21日)では「威力業務妨害罪」が成立するためには、現に業務妨害の結果が発生したことは必要ない」という構成要件に「威圧感」を与えるものがあれば十分だという非常識な論理を使った。威力業務妨害罪は刑法234条によって「威力を用いて人の業務を妨害した者」が罰せられる。「威力」という言葉は旧刑法(明治13年)第163条に「偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若クハ此ヲ阻止シタル者」と第270条、第271条に「偽計威力ヲ以テ妨害を為シタル者」として登場する。そののち治安警察法17条が反対運動でなくなったあと、その代わりにできた暴力行為処罰法(大正15年)第1条に「団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ」を初め、「威力脅迫」「威力器物毀棄」「威力面会強請」「威力強談威迫」「威力殺人供与罪」などが拡張された。(木村)

大垣警察市民監視違憲訴訟控訴審 いよいよ核心へ

控訴審でも、一審被告(岐阜県=岐阜県警、国=警察庁)は、まともな主張をしない。原判決は、警察の民間会社への情報提供は賠償を命じたが、情報収集は容認し、情報保有は判断もせず且却下した。どうやら一審被告は、原判決の確定を望んでいるようだ。敗訴部分は、情報提供行為を行った末端の大垣警察署警備課の所為にして、警備公安警察の本質に迫られないで済ませることを獲得目標にしているのだろう。一審原告としては追撃あるのみである。

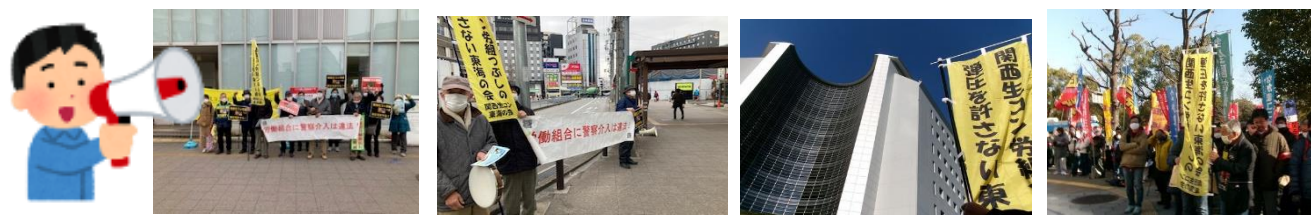
1月の第3回口頭弁論では《警備公安警察による法的根拠のない個人情報の収集は違憲・違法である》という内容の準備書面を出し、市民向けにこの中身の学習会を行った(YouTubeにUP。「もの言う」自由を守る会のHPからアクセスを)。4月の口頭弁論に向けて南山大法学部の實原隆志教授の意見書と意見書に沿った主張の書面を出した。實原意見書では、原判決が警察法2条を十分にせず、「本件のような情報収集に…法律上の根拠がないと考えられること自体が、本件での警察による情報収集が違憲・違法であった」と結論し、原判決を厳しく批判している。これは公安警察の活動全体に対する違憲・違法を導きうるものである。また、原判決は「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」として、警察の情報収集にお墨付きを与えたのに対し、公害運動や反戦運動などに言及して「社会運動は社会を作る原動力である」「憲法は、国民がこのような社会運動を展開していくことについて…憲法保障の観点から期待している」と、真向から批判する準備書面を出した。

警備公安警察のありよう、そしてそれを安易に追認する裁判所のありようを徹底的に批判することは、関西生コン支部弾圧の不当性を明らかにすることに通じるものである。なお、7月2日(日)午後、に「もの言う」自由を守る会の総会を行い、記念講演として實原教授に意見書の内容を市民向けにお話し頂く予定である。(近藤)

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>



関生東海の会 大阪府警前元旦行動 2・18 全国アクション 総がかり行動に参加！



毎月1回 名古屋 で街頭宣伝活動をしています。

関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会 会員募集中！

▲「関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会」は2019年6月29日関西生コン労組への弾圧が憲法を踏みこむものであり、共謀罪型捜査弾圧の先駆けであり、この戦後最大級の弾圧を跳ね返すことが、労働組合や市民運動にとって政治的立場や路線を超えた共通の課題であると考え、東海地区の有志の呼びかけで結成されました。▲HPでの情報発信や裁判の傍聴支援、街頭宣伝活動、講演会の企画等を行っています。▲全国各地の運動と連帯しながら東海地区(愛知、岐阜、三重)からニュースの発行、捨てられないチラシ、SNSでの情報拡散など創意工夫でこの運動を広げていきたいと考えています。▲会の趣旨に賛同いただける方は、会員の推薦を受けてどなたでも参加できます。この運動のためのカンパをお願いします。記号 12050 番号 21748111 口座名義 関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会(カンサイナマコンロウツツシノダンアツツヨルサナイトウカイノカイ)